

「『全国学力・学習状況調査』の個票データ等の貸与に関する有識者会議」について

平成30年4月11日  
初等中等教育局長決定  
平成30年10月16日一部改定  
平成31年4月1日一部改定  
令和2年4月1日一部改定

## 1 趣旨

「『全国学力・学習状況調査』の個票データ等の貸与に係るガイドライン」の規定に基づき、個票データ等の貸与の申出があった場合に、その貸与の可否等について、専門的な見地から検討を行うため、「『全国学力・学習状況調査』の個票データ等の貸与に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。

## 2 検討事項

- (1) 有識者会議は、申出のあった個票データ等の利用の公益性等について、次の①から④までに掲げる事項についてそれぞれ評価し、総合的に勘案した上で、意見を述べる。
  - ①個票データ等の利用目的
  - ②個票データ等の利用の必要性
  - ③個票データ等の利用申出に関連する分野での過去の研究実績並びにデータ分析に係る手法及び人的体制等の研究計画の妥当性
  - ④個票データ等の利用場所並びに保管場所及び管理方法
- (2) その他、文部科学省の求めに応じて、個票データ等の貸与に関する事項について、検討を行う。

## 3 構成

- (1) 有識者会議の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 有識者会議に座長を置き、座長は、有識者会議の委員の中から互選により選出する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代行する。
- (4) 有識者会議は、必要に応じ、委員以外の関係者にも協力を求めることができる。

## 4 運営

- (1) 有識者会議は、令和2年4月から令和4年3月までの間に年3回程度開催する。
- (2) 有識者会議は、原則として公開で行う。
- (3) ここに定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

## 5 その他

有識者会議の庶務は、文部科学省総合教育政策局調査企画課において行う。

### 附 則

この決定は、令和2年4月1日から適用する。

「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に関する有識者会議委員

(50音順 敬称略)

青木 由美子 小平市立小平第五中学校長

伊藤 伸介 中央大学経済学部教授

貞広 斎子 千葉大学教育学部教授

柴山 直 東北大学大学院教育学研究科教授

新海 今朝巳 全国市町村教育委員会連合会前事務局長

浜野 隆 お茶の水女子大学基幹研究院教授

針谷 玲子 台東区立蔵前小学校長